

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第197号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月17日 11時00分ごろ	
発生場所	和歌山県新宮市新宮港沖 新宮港北防波堤北灯台から真方位139°500m付近 (概位 北緯33°40.4′ 東経135°59.5′)	
事故等調査の経過	平成22年9月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 引船 ^{めいじ} 明治丸、459トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 134531、株式会社EKIZEN</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、三級海技士（航海）</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 船尾船底部に凹損及び推進器翼に曲・欠損</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、船首約3.3m、船尾約4.8mの喫水で新宮港を出港し、同港沖を約3時間航行したのち帰航中、平成22年7月17日11時00分ごろ、暗礁に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力離礁して帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	あり
	判明した事項の解析	本船は、新宮港沖を同港に向けて帰航中、潮流により圧流されたことから、暗礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、新宮港沖を同港に向けて帰航中、潮流により圧流されたため、暗礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	